

第1章 計画策定の経緯と目的

本章では、富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画(以下、「本計画」という。)の冒頭として、計画策定の経緯、計画の目的、計画の対象範囲、行政上の位置付け、策定体制、計画期間についてまとめます。

1. 計画策定の経緯

吉田口登山道は、富士吉田市(以下、「本市」という。)に位置し、北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂の東部にある久須志神社に至る登山道です(図1-1)。

二合目富士御室浅間神社は、12世紀後半の紀年銘を持つ神像が奉納されていた場所であると伝えられ、遅くとも13～14世紀には富士山中に人間の活動が認められます。江戸時代には富士講の開祖とされる長谷川角行が独自の富士山信仰を説き、教えは弟子によって広く伝えられ、庶民に受け入れられました。庶民の間では富士講と呼ばれる信仰集団が形成され、最盛期である江戸時代後期には多くの人々が富士登拝を行いました。明治時代に入ると、東海道線と中央線の開通により、多くの人々が富士山に登りました。登山道では登山客の誘致のため、新たなルートの開削や登山道の改修等が行われました。こうして富士登山そのものの形態は、「信仰」から「観光」へと変容していきました。

昭和39(1964)年には富士スバルラインが開通し、車両を利用することで、市街地から五合目駐車場まで短時間で登れるようになりました。その結果、北口本宮富士浅間神社から五合目までの区間を歩く登山者数が激減しました。沿道の山小屋は営業を維持できなくなったことで空き家化し、維持管理がされなくなった建物や神社、石造物等は損壊・消失しました。

吉田口登山道は、現在富士山の山麓から山頂まで徒歩で登山できる唯一の道です。麓や馬返等から五合目の区間を利用する登山者は現在も少なからず存在します。吉田口登山道は、特別名勝富士山及び史跡富士山の指定範囲にあり、周知の埋蔵文化財包蔵地「吉田口登山道関連遺跡」として、歴史的、文化的価値のある神社や山小屋等が存在しています。そして平成25(2013)年6月に登録された世界文化遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の構成要素の1つにもなっています。

吉田口登山道は、それ自体が個別に文化財指定を受けておらず、これまで特別名勝富士山、史跡富士山を構成する要素として把握されてきました。そのため、『特別名勝富士山保存管理計画』や『史跡富士山保存管理計画』に基づいて管理され、現状変更等の手続は個別に対応されてきました。

しかし、これまで吉田口登山道を保存しつつ活用を促進させながら将来に渡って継承していく視点が不足していました。喫緊の課題として、歴史的・文化的価値を持つ様々な要素を一体的に保存・活用するのに資する整備を行うための具体的な事業計画の策定が必要でした。



図1-1 吉田口登山道の位置

2. 計画の目的

国や山梨県、その他関係機関と協力・連携しながら、本市が主体となって富士山の普遍的価値を後世に継承し、快適な登山道を整備するため、本計画を策定しました。

3. 計画策定の範囲

計画策定範囲は、吉田口登山道のうち、北口本宮富士浅間神社から六合目までの範囲とします(図1-3)。加えて吉田口登山道の活用に関係する分岐道や遊歩道、富士急行富士山駅から北口本宮富士浅間神社までの富士吉田市街地も対象とします。

4. 行政上の位置付け

本計画と上位関連計画との関係は図1-2のとおりです。各計画の吉田口登山道に関わる内容を、4ページ以降に整理しています。

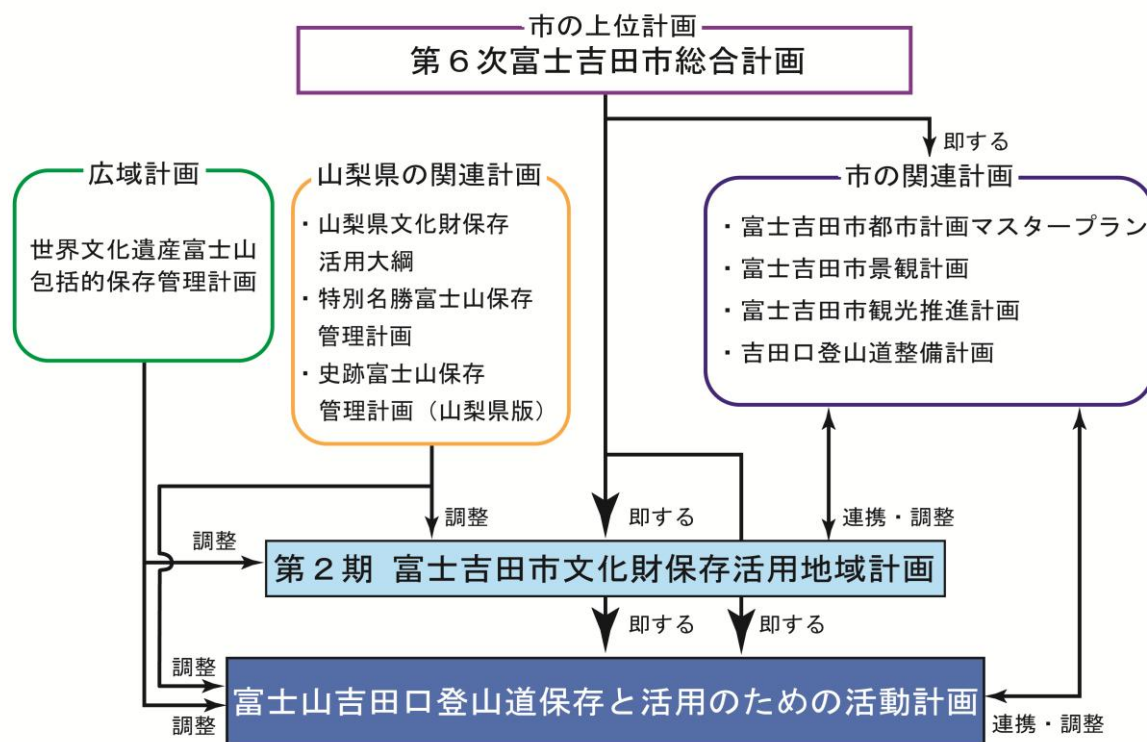


図 1-2 本計画と上位関連計画との関係

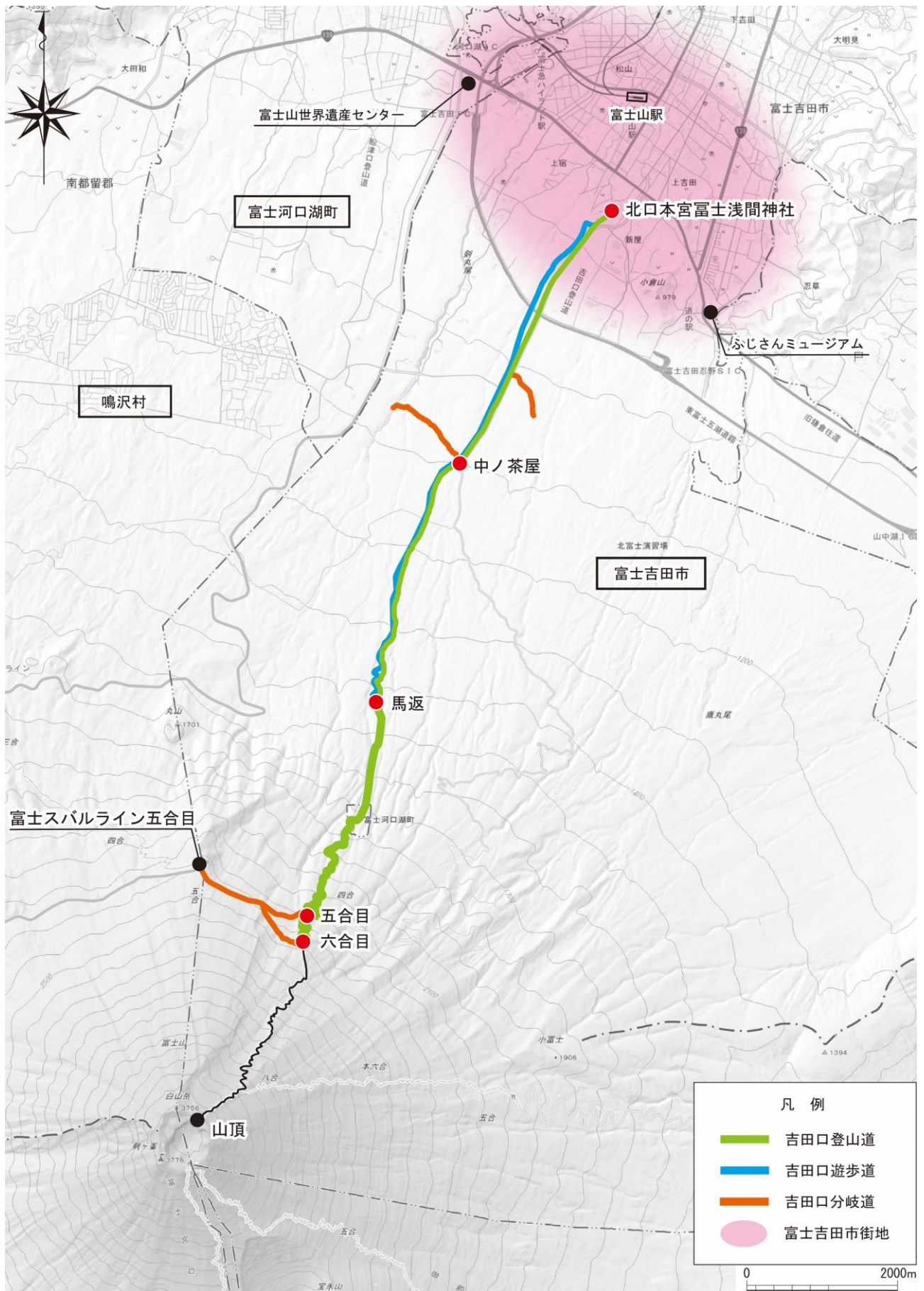


図 1-3 計画策定範囲(資料:国土地理院地図)

(1) 上位計画の概要

① 第6次富士吉田市総合計画[令和4(2022)年度改定]

本計画の上位計画である『第6次富士吉田市総合計画』は、少子高齢化や脱炭素化、デジタル化等、様々な社会環境の変化に対応するとともに、本市が直面する課題を克服し、活力のあるまちづくりを進めることを目的としています。市政運営の基本理念「富嶽共創」は、富士と共に刻んできた本市の固有の歴史や文化を礎に、本市に関わる人々が共に力を合わせ、様々な課題を克服し、豊かさと幸せを実感できる活力あるまちの創造に取り組む姿勢を表現しています。将来都市像を「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田」と定めています。

本市が取り組むべき主要課題を8つにまとめており、うち1つに世界遺産「富士山」を活かした都市の魅力づくりを挙げています。また、「文化・芸能の振興」「文化財等の保存と活用」の2つの施策の中に、富士山の保存・活用に関する内容が含まれています。

② 第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画[令和7(2025)年改定]

『第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画』は、本市における様々な歴史文化を把握し、文化財の保存・活用を推進するマスタープラン兼アクションプランです。文化財の保存・活用を効果的に推進していくために、5つの関連文化財群と、5つの文化財保存活用区域を設定しています。吉田口登山道に関する関連文化財群として「北口本宮と御師町が支える巡礼文化」と「吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態」を、文化財保存活用区域として「吉田口登山道区域」を設定しています。

(2) 関連計画の概要

① 富士吉田市都市計画マスタープラン[令和4(2022)年改定]

『富士吉田市都市計画マスタープラン』は、都市計画に関する市を取り巻く状況を十分に認識し、新たな課題を的確に把握・整理した、総合的・戦略的な計画です。

計画では、「地域別構想」として地域を4つに区分し、各地域の主要な課題や将来像、基本方針を示しています。大部分が富士山の傾斜地で形成されている上吉田地域^{かみよしだ}は、吉田口登山道をはじめとした歴史的・文化的資源の保全と活用を課題としています。また、将来像は「富士の自然・歴史・文化を生かした広域観光交流のまち」と設定しています。吉田口登山道に係る基本方針として、「自然・歴史資産を活用した観光産業の推進」「歴史的な参道地区の保全・継承と観光資源としての整備」を定めています。

② 富士吉田市景観計画[平成 28(2016)年策定]

『富士吉田市景観計画』は、景観形成の理念や目標、方針、実現に向けた取組等を設定することで、「富士吉田らしい景観づくり」を総合的かつ計画的に推進する役割を担っています。

基本理念を「継承、保全、創造、育成」とし、景観形成目標像を「富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり」としています。目標実現のための7つの景観形成方針の1つに「歴史的景観の形成方針」を掲げており、富士山と繋がりのある歴史的景観等を継承・保全することを目指しています。

③ 富士吉田市観光推進計画[令和5(2023)年策定]

『富士吉田市観光推進計画』は、平成 29(2017)年 10 月に策定した『富士吉田市観光基本計画』により展開してきた様々な成果や取組の成果をもとに、国内外の観光情勢、観光客の意向や動向の実態を把握したうえで、

本市の特色ある観光の姿を描き、観光に関わる方々と共有し、持続可能な観光の指針をつくることを目的とし、新たに策定した計画です。

④吉田口登山道整備計画(麓から五合目まで)[平成 24(2012)年策定]

『吉田口登山道整備計画』は、スバルライン開通により激減した麓からの登山者を増加させるため、麓から五合目までの登山道を登山に適した環境にすることを目的に策定されました。計画では、吉田口登山道の出発地点である北口本宮富士浅間神社から五合目までの現状を整理し、それぞれの地点を改善するための整備計画をまとめています。

(3)山梨県及びその他主体の計画の概要

①世界文化遺産富士山包括的保存管理計画[平成 28(2016)年策定 令和2(2020)年・令和4(2022)年改定]

『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』は、富士山域をはじめ、複数の構成資産を対象として一体的に管理し、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」「美しさ」の維持と融合を図る「ひとつの文化的景観」としての管理手法を反映した、保存・活用の基本方針・方法等を定め、普遍的価値を次世代へと継承するための計画です。6つの基本方針が掲げられており、各分野における方向性と課題解決のための方法を示しています。吉田口登山道と北口本宮富士浅間神社については、「富士山の顕著な普遍的価値の保存管理」の中で、それぞれの保存管理の具体的な方法と、課題解決のための施策を講じています。

②特別名勝富士山保存管理計画[昭和 53(1978)年策定 平成 11(1999)年改定 平成 18(2006)年改定 平成 19(2007)年実施]

『特別名勝富士山保存管理計画』は、特別名勝富士山の適切な保存と活用を図る計画です。富士山はその貴重な自然と日本最高峰を誇る標高、秀麗な山容から、人々に畏敬され、信仰・芸術と深い関わりを持ってきました。富士山は昭和 27(1952)年に特別名勝に指定されましたが、特別名勝の指定地が広く、その中には私有地も含まれていました。そのため、建築物等の設置に係る現状変更が多数発生し、富士山の適切な保存の在り方について再認識する必要があったことから、「特別名勝富士山保存管理計画」が定められました。

計画では、土地利用の現況や自然公園法等による規制状況を勘案し、指定地域を A・B・C・D・E の5つに区分しました。そして、それぞれの区分ごとに現状変更の取扱方針を提示しています。

③史跡富士山保存管理計画[山梨県版][平成 24(2012)年策定]

「史跡富士山保存管理計画」は、平成 23(2011)年、平成 24(2012)年に史跡指定された富士山の文化財としての価値や特性を明らかにし、適切に保存・活用し、後世に伝えていくための指針として策定されました。

史跡富士山の文化的価値を、山頂信仰遺跡、河口浅間神社、富士御室浅間神社、北口本宮富士浅間神社、吉田口登拝道(登山道)の5つに大分類し、5つの文化的価値の構成要素を整理しています。そして、地区を第1種保護地区、第2種保護地区、周辺地区に区分し、保存管理の方針を定めています。

④山梨県文化財保存活用大綱[令和2(2020)年策定]

『山梨県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法に基づく山梨県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示しています。文化財の継承と活用を図るため、現状と課題を踏まえた文化財

第1章 計画策定の経緯と目的

行政のあり方や、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、その共通の基盤・指針となる大綱を明示しています。

将来像として、「行政や文化財保有者だけでなく、民間団体等様々なかかわりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。」ことを定めています。富士山の保存・活用については、「県が主体となって講じる措置」として「自然景観・文化的景観を守りそれを活かした地域づくりを推進すること」、「保存管理計画などに基づき、適切な保存管理を図る」の2点を示しています。

(参考)『「富士山山舎」^{さんしゃ}建造物調査』報告書[平成 25(2013)年3月策定]

『「富士山山舎」建造物調査』報告書は、吉田口登山道に所在する半壊からほぼ全壊している建造物を対象とした調査報告書です。対象建造物の解体撤去工事に関わる土地の使用権利を確認し、登山道の保全を図り、建造物の記録を残すことを目的としています。

調査対象は、大石茶屋^{おおいし}、レッキス^{み はらし}、見晴茶屋^{だいこく}、大黒小屋、早川館、たばこ屋、不動小屋の7つの建造物で、各々の建造物の概要、復元考察、主な仕様、復元図面をまとめています。

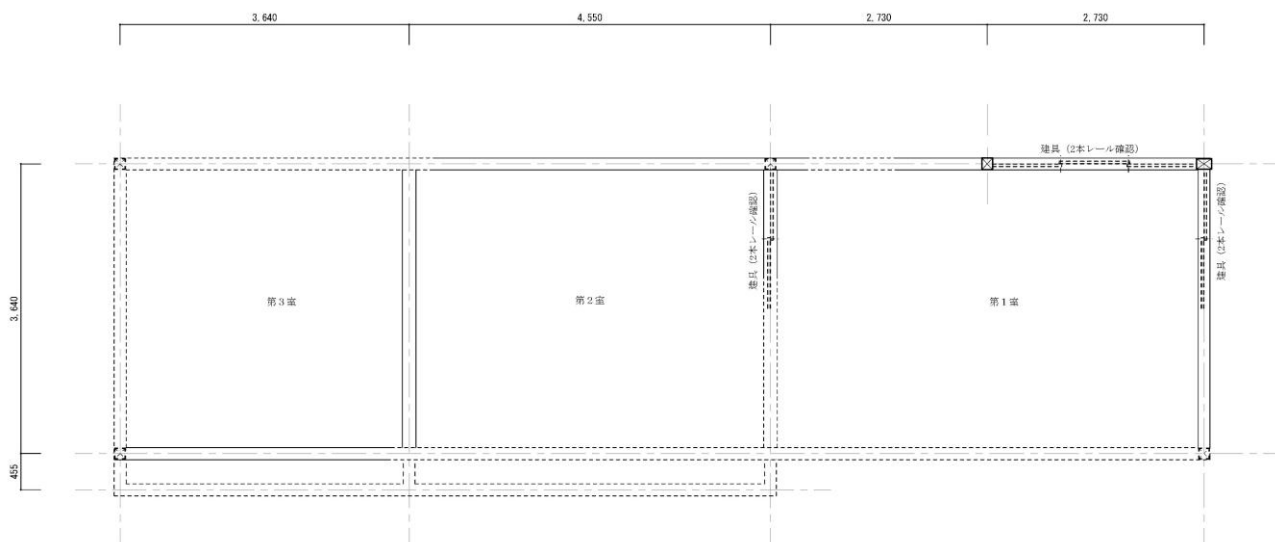


図 1-4 見晴茶屋 平面図

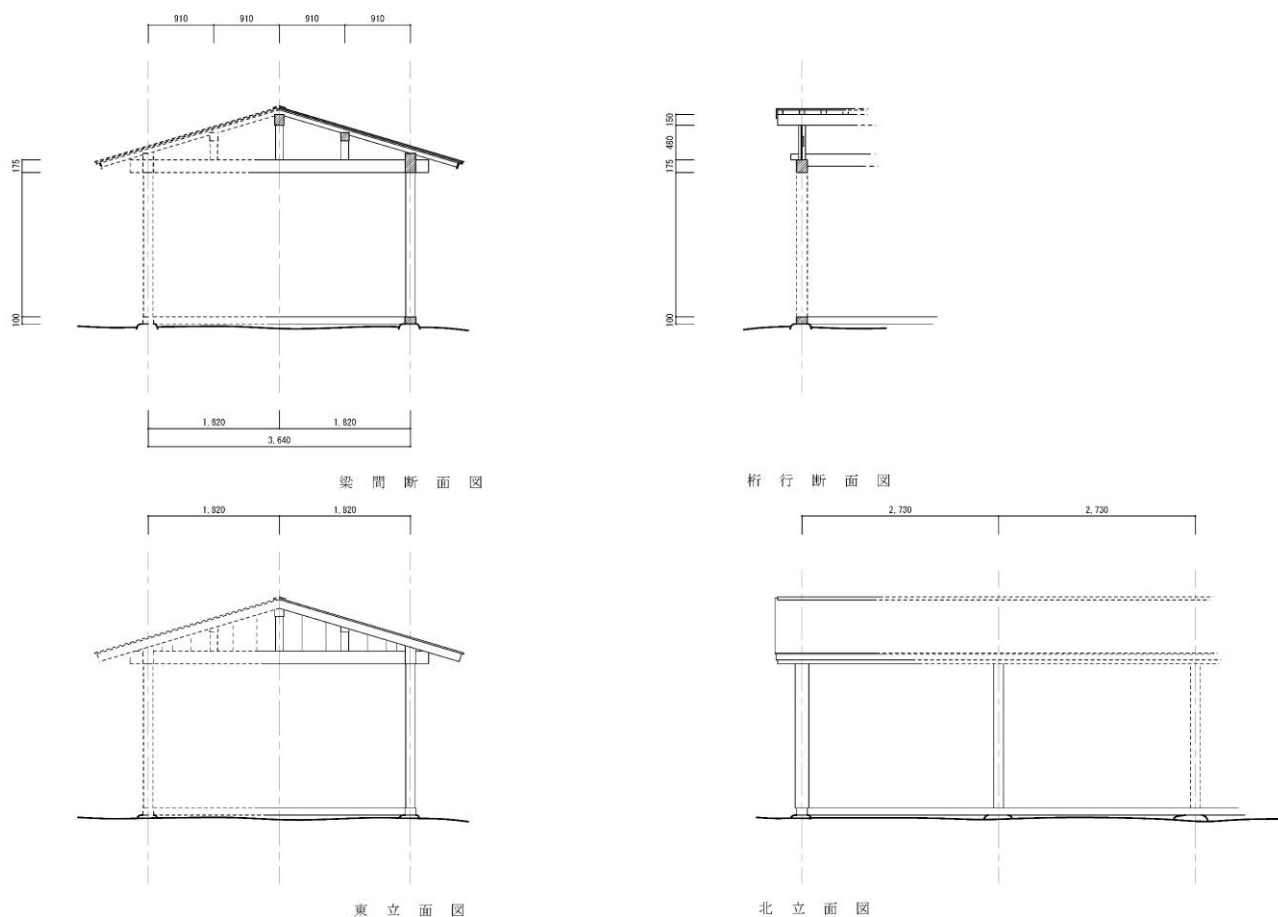


図 1-5 見晴茶屋 断面図・立面図

5. 策定体制

(1) 委員会の設置

本計画を策定するにあたっては、吉田口登山道を将来に向けて確実に保存し継承するため、外部有識者や関係団体等の委員から構成される「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)を組織し、協議を行いました。

また、吉田口登山道に関わる地元関係者から構成される「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画関係者会議」(以下、「関係者会議」という。)を組織し、意見聴取を行いました。

表 1-1 策定委員会の構成員

No.	役職	氏 名	所 属	分 野
1	委員長	末木 健	富士吉田市文化財審議会 会長	考古
2	副委員長	北川 洋	富士吉田市文化財審議会 委員	建築
3	委員	菊池 邦彦	富士吉田市文化財審議会 副会長	歴史学
4	委員	奥矢 恵	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授	建築
5	委員	馬場 章	富士吉田市文化財審議会 委員/昭和大学 富士山麓自然・生物研究所 講師	火山地質
6	委員	中野 隆志	山梨県富士山科学研究所 研究員	植生
7	委員	近藤 光一	株式会社 合力 代表取締役	観光
8	委員	齋藤 明光	環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所 富士五湖管理官事務所 国立公園管理官	行政機関
9	委員	笠井 利昭	山梨県観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 課長 (R5.4～R6.3)	行政機関

第1章 計画策定の経緯と目的

No.	役職	氏 名	所 属	分 野
10	委員	岩間 勝宏	山梨県知事政策局 富士山保全・観光エコシステム推進グループ 富士山保全・観光エコシステム推進監 (R6.4～R7.3)	行政機関
11	委員	金丸 祐司	山梨県林政部富士・東部林務環境事務所 県有林課 所長	行政機関
12	委員	櫻田 学	山梨県県土整備部道路管理課 課長 (R5.4～R6.3)	行政機関
13	委員	内藤 広	山梨県県土整備部道路管理課 課長 (R6.4～R7.3)	行政機関
14	委員	宮下 喜樹	富士・東部建設事務所吉田支所長 (R5.4～R6.3)	行政機関
15	委員	井出 明彦	富士・東部建設事務所吉田支所長 (R6.4～R7.3)	行政機関
16	委員	梶原 浄	富士河口湖町教育員会 生涯学習課 課長 (R5.4～R6.3)	行政機関
17	委員	土屋 昇	富士河口湖町教育員会 生涯学習課 課長 (R6.4～R7.3)	行政機関
18	委員	堀内 竜一	富士吉田市外二カ村恩賜県有財産保護組合 総務部財産管理課 課長 (R5.4～R6.3)	関係機関
19	委員	小佐野 純	富士吉田市外二カ村恩賜県有財産保護組合 総務部財産管理課 課長 (R6.4～R7.3)	関係機関
20	委員	渡辺 一史	富士吉田市役所 企画部 部長	行政機関
21	委員	小林 登	富士吉田市役所 経済環境部 部長	行政機関
22	委員	武藤 智恵子	富士吉田市教育委員会 部長 (R5.4～R6.3)	行政機関
23	委員	加々美 せつ子	富士吉田市教育委員会 部長 (R6.4～R7.3)	行政機関
24	オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 調査官	文化庁
25	オブザーバー	鈴木 地平	文化庁文化資源活用課 文化遺産国際協力室文化財調査官(世界遺産)	文化庁
26	オブザーバー	森原 明廣	山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課 文化企画指導監 (R5.4～R6.3) 山梨県観光文化・スポーツ部 山梨県埋蔵文化財センター 所長 (R6.4～R7.3)	行政機関
27	オブザーバー	保坂 和博	山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課 文化企画指導監 (R6.4～R7.3)	行政機関

事務局

富士吉田市 経済環境部 富士山課
富士吉田市 教育委員会 歴史文化課

表 1-2 関係者会議の構成員

No.	氏 名	所 属	分 野
1	羽田 徳永	大文司屋	山小屋所有者
2	井上 洋子	御座石浅間神社・井上小屋	山小屋所有者
3	斎藤 賢一郎	鍋屋	山小屋権利者
4	上文司 厚	北口本宮富士浅間神社 宮司	関係者
5	濱 陽一	富士御室浅間神社 宮司	関係者
6	眞田 吉郎	ふじよしだ観光振興サービス 常務理事	商業・観光
7	中村 修	富士山吉田口旅館組合 組合長	観光
8	千代 慧	thousandth(サウザンス) 代表	観光
9	秋山 真一	一般社団法人 カノエサル 代表理事	地域おこし
10	田辺 多重子	御山倶楽部 会長	地域おこし
11	天野 安夫	すその路郷土研究会 事務局長	郷土研究
12	堀内 竜一	富士吉田市外二カ村恩賜県有財産保護組合 総務部財産管理課 課長 (R5.4～R6.3)	関係機関
13	小佐野 純	富士吉田市外二カ村恩賜県有財産保護組合 総務部 財産管理課 課長 (R6.4～R7.3)	関係機関

(2) 策定委員会と関係者会議の開催経緯

策定委員会と関係者会議を次のとおり開催し、各内容について協議を行いました。

表 1-3 協議経過

会 議	日 時	内 容
第1回 関係者会議	令和5(2023)年7月 19 日	(1) 保存と活用のための活動計画の策定について (2) 富士山吉田口登山道の現状と課題について
第1回 策定委員会	令和5(2023)年8月7日 ※リモート会議を併用して開催	(1) 保存と活用のための活動計画の策定の目的と背景 (2) 事業スケジュール (3) 富士山吉田口登山道の現状と課題について
現地巡検	令和5(2023)年9月 13 日	吉田口登山道の五合目から馬返までを現地確認
第2回 策定委員会	令和5(2023)年 11 月 1 日	(1) 吉田口登山道における現地視察の実施と報告について (2) 吉田口登山道利用におけるアンケート調査の実施と結果について (3) ビジョン(案)について (4) 作業部会について (5) 作業部会における討議内容の発表及び策定委員会全体での討議について
第2回 関係者会議	令和6(2024)年2月1日	(1) 策定委員会等における経過報告について (2) 今後のスケジュールについて (3) 意見交換
第3回 策定委員会	令和6(2024)年2月 27 日 ※リモート会議を併用して開催	(1) 策定委員会等における経過報告について (2) 活動計画(案)について (3) 今後のスケジュールについて
第4回 策定委員会	令和6(2024)年7月 10 日 ※リモート会議を併用して開催	(1) 今回の活動計画の趣旨と範囲の再確認について (2) 令和6年度における策定委員会・関係者会議以外の動きについて (3) 登山道における整備計画における方向性について (4) ソフト事業について
第5回 策定委員会	令和6(2024)年 11 月 13 日	(1) 前回の策定委員会以降の動きに関して(報告) (2) 作業部会について
第3回 関係者会議	令和6(2024)年 12 月 23 日	(1) 吉田口登山道におけるこれまでの動きに関して (2) 活動計画の方針等に関して (3) その他(意見交換等)
第6回 策定委員会	令和7(2025)年2月 17 日 ※リモート会議を併用して開催	(1) パブリックコメントの実施について(報告) (2) 令和6年度に実施した事業の進捗状況について (3) 次年度からの体制について
第4回 関係者会議	令和7(2025)年2月 20 日	(1) パブリックコメントの実施について(報告) (2) 令和6年度に実施した事業の進捗状況について (3) 次年度からの体制について

6. 計画の実施

本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。ただし、令和11(2029)年に中間見直しを図るものとします。